

技術検定合格証明書 再交付申請書

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

申請日 令和 年 月 日

近畿地方整備局長

殿

ふりがな

氏名

本籍					
住所	(〒))			
電話番号					
生年月日	年	月	日		

検定種目・区分	(級)	(種目)	(種別)	(区分)
合格証明書の交付年月日	造園施工管理	—		
合格証明書番号				

再交付申請の理由					
再発防止策					

※収入印紙添付欄 (2,200円)

【注意事項】

- 不正に取得した証明書を利用して経営事項審査の申請や建設業許可を受ける行為は6月以内の懲役又は100万円以下の罰金、不正に証明書を取得した者を主任技術者や監理技術者として配置する行為は100万円以下の罰金、経営事項審査の申請や監理技術者資格者証の交付にあたり合格証明書を偽造し申請する行為は懲役1年以上10年以下の刑罰が課される犯罪行為です。
- 滅失による再交付を受けた後に証明書が発見された場合は、発見された証明書を地方整備局等に返却する必要があります。
- 損傷による再交付を受ける場合は、損傷した合格証明書の返納が必要です。合格証明書の添付がないものは受理できません。
- 技術検定合格証明証の再交付は技術検定に合格した本人のみが申請することができます。本人以外(会社等)の申請は受理できません。
- 再交付手数料として2200円の収入印紙の添付が必要です。消印をしたもの、添付のないもの、都道府県の収入証紙や郵便切手、登記印紙は受理できません。
- 本人及び住所確認書類として、以下①～⑤のいずれかの写しの添付が必要です。添付のないもの、その他の証明書は受理できません。
 - ① 運転免許証（表面及び裏面。有効期限内のもの）
 - ② 監理技術者資格者証（表面及び裏面。有効期限内のもの）
 - ③ 住民票の写し（提出日時点で市区町村の発行から6ヶ月以内のもの。個人番号（マイナンバー）の記載がある場合はマスキング。写しのコピーでも可。）
 - ④ マイナンバーカード（表面のみ。カードの有効期限内のもの）
 - ⑤ 在留カード（表面及び裏面。有効期限内のもの）
- 本人確認書類に記載の住所以外への送付はできません。本人の住所以外が記載されたものは受理できません。
- 前回交付時から氏名に変更のある場合は、書換申請を同時に行う必要があります。
- 再交付申請の理由が滅失、損傷以外のものは受理できません。
- 滅失による再交付申請の場合、理由の欄に滅失の際の具体的な状況が記載されていないものは受理できません。
- 再交付理由に疑義がある場合、申請者本人に対し地方整備局等に出頭し事情の説明を求めます。
- 再交付申請が2回目以降の場合は、再発防止策の記載が必要です。記載のないものは受理できません。
- 合格証明書の交付者に係る個人情報は、証明書の交付に関する事務のほか、公共工事の発注者における建設業者の資格審査等に使用することがあります。

技術検定合格証明書 書換申請書

技術検定合格証明書の書換えを受けたいので、関係書類を添付して申請します。

申請日 令和 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

ふりがな

氏名

本籍					
住所	(〒)				
電話番号					
生年月日	年	月	日		

検定種目・区分	(級)	(種目)	(種別)	(区分)
合格証明書の交付年月日	年	月	日	
合格証明書番号				

申請の理由	氏名の変更
ふりがな	
新氏名	
ふりがな	
旧氏名	

【注意事項】

- 本人以外（会社等）の申請は受理できません。
- 戸籍上の氏名の変更に伴う申請以外は受理できません。旧姓に関する記載変更のみの場合、再交付申請となります。
- 前回交付された証明書を返納する必要があります。証明書を滅失した場合は、再交付申請を同時に行う必要があります。
- 簡易書留送料として切手490円を同封して下さい。（再交付申請を同時に行う場合は必要ありません。）
- 本人及び住所確認書類として、以下①～⑤のいずれかの写しの添付が必要です。添付のないもの、その他の証明書は受理できません。再交付申請を同時に行う場合は併せて一部提出して下さい。
 - ①運転免許証（表面及び裏面。有効期限内のもの）
 - ②監理技術者資格者証（表面及び裏面。有効期限内のもの）
 - ③住民票の写し（提出日時点で市区町村の発行から6ヶ月以内のもの。個人番号（マイナンバー）の記載がある場合はマスキング。写しのコピーでも可。）
 - ④マイナンバーカード（表面のみ。カードの有効期限内のもの）
 - ⑤在留カード（表面及び裏面。有効期限内のもの）
- 本人確認書類に記載の住所以外への送付はできません。本人の住所以外が記載されたものは受理できません。
- 氏名の変更を確認する書類として、戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）または個人事項証明書（戸籍抄本）の添付が必要です。証明書は提出日時点での市区町村による発行から6ヶ月以内の証明書原本に限ります。（コピーは不可。）
- 合格証明書の交付者に係る個人情報は、証明書の交付に関する事務のほか、公共工事の発注者における建設業者の資格審査等に使用することができます。